

バンコク

2019年5月のバンコク不動産市場は、規制が 加わるに従い、成長の鈍化の側面が見られるよう になり、ディベロッパーは一歩後退して状況眺め とも言われている。しかしながら、地価上昇は続 いており、一等地での Freehold の土地(所有権 の対象となる土地)等、稀少性が高い更地の競争 は依然として熾烈である。

注目は、やはり、アソーク・スクンビット

BTS(高架鉄道)アソーク周辺のゾーンは、バ ンコク内で不動産開発のポテンシャルが最も高 い地域の一つである。MRT (地下鉄) スクンビッ ト駅と BTS (スカイトレイン) との結節点であ り、バンコク市内各所へのアクセスの良さはもち ろん、各種各国の飲食店が軒を揃え、有名なショ ッピングモール・ターミナル 21 が人々を引き寄 せる。日本から来る観光客もビジネスマンもこの 周辺のホテルを選ぶことが多い。私もその一人。

この地域には、近隣には 4 つ星 5 つ星ホテル が数多く点在するが、当駅直結のホテルとして誕 牛する西鉄グループの「ソラリア西鉄バンコク」 に注目している。渋滞と密集市街地内にあるため、

工事進捗を勝手に心配を していたが、最近みるみる 姿を現し、来春の開業が大 変楽しみになってきた。

BTS スクンビット駅ホームより撮影 (2019年5月30日時点)

この地域の土地価格水 準は、200万 THB/sqw

(1THB≒3.5 円として 1,750 千円/㎡) 以上、 ここ2年くらいの年間上昇率は約15%。



分譲マンション市場

新聞記事によると、アソーク周辺には約6.928 室の分譲マンションが供給されており、約 90% が販売済みと好調な販売状況にある。ただし、最 近のプロジェクトは、土地取得の高コストを転嫁 するため、単身者向けのユニット数を増やして平 均 300,000THB/ m 以上、背後地でも 200.000THB 以上で販売されている(当地域の 平均販売価格は 170.000THB/㎡)。土地取得の 困難さから、駅から離れた立地での取得も見られ、 今後は、販売好調であったこの地域においても、 選別が進むものと思われる。

今後のオフィス市場

Freehold 土地の高額な取得コストを吸収でき る用途として、バンコクではマンションプロジェ クトが適しているとされている。日本の感覚から すると、分譲マンションよりオフィスビル利用の 方が採算に合うように思われるが、バンコク CBD 地区の GradeA オフィス賃料が、最近やっ と 1,300THB/㎡ (4,550 円/㎡) まで上昇した という市場(東南アジアの主要都市に比べても低 い水準) であるのに対し、着工前から手付が入る 資金調達が早い分譲マンション市場と比べてし まうと、オフィス用地として土地購入で採算ベー スに乗せるのはハードルが高かったのかもしれ ない。因みに、バンコク CBD のオフィス賃料は 大型供給がある4・5年先まで、最低でも年5% は上昇すると予測されている。公表資料によると、 2018 年時点の高層ビルの建築費は 40~50 千 THB/㎡程度(工期中の上昇を考慮するので契約 ベースはもっと高い可能性はある)、マンション 開発が選別されていく中で、今後は、オフィスの 新規参入が増えるであろう。

既存不適格

話はごろっと変わり、工場の既存不適格のお話。 許認可を取り、合法的に建てた後、バンコク自治 区 Zooning が変更になり居住地域に区分けされ てしまった。その場合、撤収命令や罰金等が課さ れるのか?それとも日本と同じように、既存不適 格として扱われるのみで、売買時に顕在化する程 度のものなのか?以下をバンコクの不動産精通 者に教えていただきました。

工場の許認可として、<u>建築許可証と工場操業許可</u> 書の二つを取得済みであれば、そのまま建物を使

用していても 直ちに 違法とはならないが、 増築や建替時には、原 則、法令に適合するよ う建築しなければなら ない、というのが見解。 当局からの撤収命令・ 罰金は、よほどのこと が無い限りその可能性



は無いと思われる(バンコク都において、数件事例があるが、現在、裁判審議中)。

当局が荒っぽい手段をとる公算は低いものの、工業団地内ではなく、民有地の工場地の場合、実は、 周辺住民の反対や立退き要求が出てきた場合の 対応が極めて厄介である。

なお、日本では、既存不適格として扱われるが、 バンコクには、そのような定義の存在は無いとい う認識である。なお、上記の許認可のどちらか一 方が未取得の場合、この話の安定感は揺らぐ。

借地期間

タイ民法上、例外はあるものの賃借権の存続期間は30年間、その後、更に30年間延ばすという延長権を契約上定めることはできる。この60年間の借地期間の安定性はどうなのか?90年間は可能なのか?

延長権設定は、裁判例上1回は堅いが、2回以上になると疑義が残る。但し、実務上、リスクを享受し、延長権2回(契約期間90年間)の設定を前提にしている例はある。

当地では、賃借権の登記可能であり、他の土地所有者(新貸主)への譲渡の場合も、登記限度において賃借人として対抗可能である。但し、登記できるのは30年間まで。技術的には、60年間分まで登記する余地があるらしいが、登記所と相談する必要がある(なお、こちらでいう「相談」は一筋縄ではいかない)。少なくとも、90年間分の登記はできないので、借主が、90年間分の賃料前払いを行った場合でも、貸主の破綻等賃借人の地位が危うくなるリスク享受が前提となる。

なお、地代は、一般的には2パターンあるとのこと(契約期間30年前提)

- ・設定金 (upfront) として更地時価の 75-80%+契約期間中 3 年毎 10-15%上昇条件
- ・設定金(upfront)として更地時価の20-25%+契約期間中は高い固定賃料

2019年5月



大和不動産鑑定株式會社



取締役 国際事業部門統括・不動産鑑定士 浅野 美穂(あさの みほ) MRICS

愛知県生まれ。上智大学卒業後、マンションディベロッパーを経て不動産鑑定業界へ2000年(平成12年)鑑定士登録。シンガポール現地法人代表兼バンコク駐在事務所長

miho.asano@daiwakantei.co.jp